

【アメリカ】2026 年度国防権限法におけるバイオテクノロジー関連規定

専門調査員 社会労働調査室主任 河合 美穂
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 2025 年 12 月 18 日に制定された 2026 年度国防権限法において、新興バイオテクノロジーに関する国家安全保障委員会の勧告が反映されたバイオテクノロジー関連規定が定められた。

1 背景

2021 年、新興バイオテクノロジーに関する国家安全保障委員会 (NSCEB) は、中国の当該分野の優位性や地政学的な影響力を懸念した連邦議会により、超党派の諮問機関として設置された。NSCEB の目的は、米国の国家安全保障のためのバイオテクノロジー、バイオ生産及び関連技術を推進し確保すること並びにバイオ産業革命に備えることとされた¹。2025 年 4 月 8 日、NSCEB は最終報告書を公表し、農業生産の革命、医療の変革、人工知能 (AI) とバイオテクノロジーの融合等を論じ、国家安全保障と経済の強靱 (じん) 性に資する 49 の勧告を提示した²。

この勧告の一部は、2025 年 12 月 18 日、トランプ (Donald J. Trump) 大統領の署名を経て成立した 2026 年度国防権限法 (P.L. 119-60. 同日施行)³の中で法制化された。国防権限法は、国防予算の大枠を定めるとともに、国防の政策的事項に関しても規定する。本稿では、2026 年度国防権限法において、NSCEB の勧告に関連するバイオテクノロジーの研究開発、戦略、サプライチェーン、倫理、情報 (intelligence) の統合の諸政策に関する主な規定を紹介する。

2 バイオテクノロジー関連の主な規定

(1) A 部第 2 編 C 章「バイオテクノロジー事項」 (第 241 条～第 248 条)

研究開発面では、国家安全保障を支援し、脆 (ぜい) 弱なサプライチェーンを保護する目的で、国防省 (2025 年 9 月から戦争省とも呼称される。以下「省」) に対して研究、開発、試験及び評価のために支出が認可される等の資金は、バイオ産業における生産過程等の研究といった諸活動のほか、それを担う施設の設計及び建設に対しても使用できることが明確化された (2026 年度国防権限法第 241 条⁴。以下、条名は断りのない限り、同法のものである。) ⁵。

省によるバイオテクノロジーのガバナンス強化・産業基盤振興面で、国防長官 (戦争長官とも呼称される。) は、次の措置を講じることとされた。①省の能力開発等を促進するため、バイオテクノロジー管理局を設置し、バイオテクノロジー問題を担当する高官を同局の長とする。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 3 月 10 日である。

¹ Todd Kuiken, “National Security Commission on Emerging Biotechnology: Final Report and Options for Congress,” April 17, 2025. <https://www.congress.gov/crs_external_products/IN/PDF/IN12546/IN12546.1.pdf>; “Charting the Future of Biotechnology: An action plan for American security and prosperity,” April 2025. <<https://www.biotech.senate.gov/final-report/chapters/>>; “Biotechnology Breaks Through in FY 2026 National Defense Authorization Act,” 9, December 2025. National Security Commission on Emerging Biotechnology website <<https://www.biotech.senate.gov/press-releases/biotechnology-breaks-through-in-fy-2026-national-defense-authorization-act/>> NSCEB は、2022 年度国防権限法 (P.L. 117-81) 第 1091 条により時限的に設置された。新興バイオテクノロジーは、(生物) 学) の利用技術の枠を超えて) 複数の科学分野と技術開発から構成され、医療、農業、バイオ生産など広く活用可能とされる。Kuiken, *ibid.*

² “Charting the Future of Biotechnology: An action plan for American security and prosperity,” *ibid.*

³ National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2026. <<https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/1071/text>>

⁴ 同条により、2023 年度ジェームズ・M・インホフ国防権限法 (P.L. 117-263) 第 215 条に新 d 項が追加された。

⁵ この節は、法文及び“Biotechnology Breaks Through in FY 2026 National Defense Authorization Act,” *op.cit.*(1)に基づく。

同局は、国防バイオテクノロジー戦略（後述）の維持、遂行等を担務とする（第 242 条）。② バイオ産業が国内において商業レベルで重要製品を生産する量の拡大を支援するプログラムを策定し、バイオ産業生産施設の設置、高度化及び再整備を行う事業者へ助成を行う（第 243 条）。③ 省の任務に関連するバイオテクノロジーに基づく技術及び機能（化学物質、材料等の製品の生産等）を、軍事部門の研究施設において開発・拡大し（民間へ）移転させ、国防サプライチェーンの強靱化、持続化及び対応力を支援するプログラムを策定し遂行する（第 244 条）。④ 省が全額資金提供した研究により作成された生物学データ資源について、人工知能等の利用を促進しつつ収集・保管を確実にする要件を策定し実施する（第 245 条）。⑤ 新興バイオテクノロジーの国家安全保障上の意義に関する国防バイオテクノロジー戦略（国防において果たす将来の役割及び産業界、省庁間、国際的な関係を改善する手段を含む。）を、上下両院の軍事委員会に提出する（第 246 条）。⑥ 省内におけるバイオテクノロジーの倫理的かつ責任ある開発及び展開に関する方針及び指針を公表する（第 247 条）。

また、民間の企業体が提供する、機能面で生物を応用した製品が、省の（資材調達の）機能要件に合致するかを実証する等の方法に関する指針の策定・公開も義務付けられた（第 248 条）。

(2) 同部第 8 編 E 章「調達の禁止及び制限」（第 851 条）

バイオセキュア（Biosecure）法と称され、所定のバイオテクノロジーに関わる中国軍関連企業等により生産・提供されるバイオ機器・サービスの行政機関による調達等が禁止された。

(3) F 部第 66 編 B 章「バイオテクノロジー」（第 6611 条～第 6616 条）

この章は、主に中央情報局（CIA）等の情報コミュニティのガバナンスを定める。1947 年国家安全保障法⁶に第 123 条が追加され、所定の情報機関の長は、当該機関のバイオテクノロジー関連活動を調整する高官を指名することが規定された（第 6611 条）。

そのほか、国家情報長官（情報コミュニティの統括責任者）に対し、次の措置を講じることが義務化された。①（中国等の）敵対する外国の勢力によるバイオテクノロジーの脅威に関する情報共有強化計画を策定し開始すること（第 6612 条）。② 情報コミュニティが適性評価を受けた十分な人員（民間専門家を含む。）を確保し、その脅威を特定し対応するため、情報コミュニティの既存及び将来の資金等を活用する計画を策定すること（第 6613 条）。③ 米国内外における生物学データを活用・取得する目的等での（所定のテロ組織等）外国の事業者による買収に関連する取引（中国政府によるものを含む。）が審査される際に、連邦捜査局（FBI）や（外国企業による対米投資を審査する）対米外国投資委員会等に支援を提供し、協議を行うこと（第 6614 条）。④ 国内資源から化学的に合成された合成 DNA 又は RNA（生物の遺伝情報等を含む核酸）を使用して作られた製品を調達する情報コミュニティの機関が、中国系業者等と契約することを確実に禁止する方針を策定すること（第 6615 条）。⑤ 米国バイオテクノロジー分野への中国の投資活動等に関する情報不足等への対応戦略を大統領等に提出すること（第 6616 条）。

(4) 同部第 67 編 A 章「中国関連事項」（第 6703 条、第 6708 条）

情報コミュニティの機関の長について、所定のバイオテクノロジー研究・開発・生産に従事する中国軍関連企業との間での製品又はサービスに関する契約の締結、更新等が禁止された（第 6703 条）。また、国家情報長官は、国家情報会議（情報コミュニティにおける戦略的分析の中核の諮問機関）を通じて、中国によるバイオテクノロジー等の重要技術等の進展に関する国家情報評価を作成し、上下両院の情報委員会等に提出するものとされた（第 6708 条）。

⁶ 50 U.S.C. 3021 et seq. 同法により、国家安全保障組織が再編され、国防省や国家安全保障会議等が設置されている。